

第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年6月18日（金）18時15分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 6月17日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	33,498,468	600,653
イ ン ド	29,700,313	381,903
ブ ラ ジ ル	17,628,588	493,693
フ ラ ン ス	5,809,319	110,740
ト ル コ	5,348,249	48,950
ロ シ ア	5,189,260	125,443
英 国	4,605,805	128,190
イ タ リ ア	4,248,432	127,153
ア ルゼンチン	4,198,620	87,261
コロンビア	3,829,879	97,560
そ の 他	62,981,773	1,631,444
合 計	177,038,706	3,832,990

※193の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表6月16日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	167,416	2,183
大 阪	102,049	2,563
神 奈 川	64,705	930
愛 知	49,961	901
埼 玉	45,238	823
北 海 道	40,721	1,327
兵 庫	40,577	1,268
千 葉	38,693	696
福 岡	35,071	500
沖 縄	19,784	163
そ の 他	172,075	2,910
合 計	776,290	14,264

※チャーター便帰国者15名、空港検疫3,033名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(6月17日18時00分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数(累計)	167,868人
入院	1,333人
軽症・中等症	1,293人
重症	40人
宿泊療養	799人
自宅療養	785人
入院・療養等調整中	546人
死亡	2,190人
退院等(療養期間経過を含む)	162,215人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 167,865名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理(ECMOを含む)が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 4月 1日 第59回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月 8日 第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 4月 9日 第60回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月15日 第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 4月16日 第61回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月23日 第62回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月27日 第3回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 5月 7日 第63回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月14日 第64回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月19日 第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 5月21日 第66回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月28日 第67回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 6月10日 第68回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 6月16日 第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 6月17日 第69回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月28日 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月1日零時から6月20日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(4月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(4月16日)
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同メッセージ発出(4月21日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(4月28日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、国への共同要請(5月6日)
- ・ 若い世代の外出自粛等について効果的に呼びかけていくため、その意識や行動に関してオンラインアンケート調査を実施(5月17日～18日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(5月21日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、国への共同要請(5月26日)

【都民安全推進本部】

- ・ 若者総合相談センター(若ナビα)にて、従来の電話・メール・LINE相談に加え、面接相談にZOOMを活用したオンライン相談機能を追加(5月1日～)
- ・ 繁華街を訪れている若者に対し外出自粛への協力を呼びかけ(5月8日～)

【総務局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を開始(4月1日～)
- ・ 「コロナ対策リーダー」の研修開始(4月1日～)
- ・ 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトの実施(4月12日～)
- ・ 繁華街を訪れている都民に対し外出自粛への協力等の呼びかけの実施(4月12日～)
- ・ 車両を活用した広報活動を実施(4月12日～)【環境局・建設局・水道局・下水道局・港湾局・主税局・都市整備局】
- ・ 路上や公園での飲酒への注意喚起等の呼びかけを実施
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」サポートプロジェクト等における会計年度職員の任用を実施
- ・ 「飲食店等の感染防止対策TOKYOサポートポータル(リーダーのひろば)」公開(4月27日)
- ・ 繁華街を訪れている若者に対しアンケートを実施(4月30日)

【総務局】

- ・ コロナ対策リーダーの研修を修了している店舗及び「感染防止徹底点検済証」を発行している施設を地図表示(6月1日～)
- ・ 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトについて、訪問点検希望の受付を開始 (WEB申込：6月4日～、電話申込：6月7日～)
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令
(緊急事態措置期間 (4月25日～)、6月18日時点の件数、要請：327店舗、命令：63店舗)

【デジタルサービス局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関して、TOKYOサポートポータルの公開や若者へのオンラインアンケート調査など各局のデジタル技術の導入・活用を支援

【主税局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和2年6月1日より開始、令和3年5月6日より対象アプリを拡大
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減措置について、ディスプレイ（バナー）広告、新聞広告（日刊主要6紙）等を活用した周知徹底
- ・ 国が所得税等の申告納付期限（延長前：令和3年3月15日）を令和3年4月15日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の申告期限（延長前：令和3年3月15日）についても令和3年4月15日まで延長
- ・ 感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・ 34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・ 納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を実施

【生活文化局】

- ・ 広報東京都4月号で、東京iCDC、感染症に対応した支援・対策について掲載
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請
- ・ 東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けにまん延防止等重点措置期間中における対応について「やさしい日本語」で発信

【生活文化局】

- ・感染拡大防止CMを4月23日から5月11日まで集中的に放映
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
都立文化施設等の休館及び文化事業の中止、私立学校に対して都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請等
- ・広報東京都5月号で、G.Wの感染拡大防止対策、感染症に対応した支援・対策について掲載
- ・LINEで、緊急事態措置等に関する情報を掲載するなどメニューを拡充
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、東京都多言語相談ナビ（TMC Navi）を4月29日及び5月3日に臨時開設
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに緊急事態宣言等が延長される5月12日以降の都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・「学校生活のコロナ対策」（動画・リーフレット）を活用した感染症対策の徹底を私立学校へ周知
- ・広報東京都6月号で、感染防止対策、感染症に対応した支援、相談窓口について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに「やさしい日本語」を含む16言語で、ワクチン接種に関するチラシ（第二弾）を作成・配布するとともに、6月1日以降の都の緊急事態措置を発信

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・4月25日から都立スポーツ施設等を休館
- ・感染防止対策の徹底及び運動前後の会食を徹底して控えるよう呼びかけを行った上で、屋外スポーツ施設の利用を5月12日から再開（屋内スポーツ施設は、引き続き休館）
- ・屋内スポーツ施設の利用を6月1日から再開

【都市整備局】

- ・鉄道の終電時刻の繰り上げ等について、1都3県で国及び鉄道事業者に対し共同要請
- ・「春のスムーズBiz実践期間」（3/1～5/9）を冬の期間（12/1～2/28）に引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけ
- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請
- ・GW期間中の鉄道の減便や土休ダイヤの適用について国及び鉄道事業者に要請
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時以降の消灯についてお願い
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時以降の消灯についてお願い

【環境局】

- ・ 4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
自然公園施設等の駐車場を閉鎖
- ・ 閉鎖した自然公園施設等の駐車場は、5月12日から再開
- ・ 5月28日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴う対応
ビジターセンター、大島公園動物園・椿園等の展示施設、売店（酒類の提供を除く）を6月1日から順次再開

【住宅政策本部】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大した。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）
- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（4～6月）及び随時募集を継続して実施（合計285戸）

【病院経営本部】

- ・ 都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）
- ・ 区市町村や地区医師会等の要請に応じ、都立・公社病院からワクチン接種会場に医療従事者を派遣（6月15日時点 延317人）
- ・ 東京都築地ワクチン接種センターに、都立・公社病院から医師等を派遣（一日あたり医師20人）

【産業労働局】

- ・「宿泊施設テレワーク利用促進事業」の申請受付開始（4月1日）
- ・出勤者数の削減に向けて「トコトン・テレワーク」の実施について公表（4月1日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（3月後半）を公表（4月2日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/1～4/21実施分）」の一部変更について公表（4月9日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」について公表（4月9日）
- ・「タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）」の申請受付期間等の延長について公表（4月13日）
- ・「宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業」の申請受付期間等の延長について公表（4月13日）
- ・「飲食店経営者向け業態転換支援事業」の申請受付期間等の延長について公表（4月13日）
- ・中小企業等による感染症対策助成事業の充実について公表（コロナ対策リーダー実施店舗に対する支援を実施）（4月13日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（4月13～16日）
（東京商工会議所、東京都中小企業団体中央会、東京都商工会連合会、経済同友会、日本経済団体連合会）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供の拡充について公表（4月16日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（4月23日）
（東京商工会議所、日本経済団体連合会）
- ・「テレワーク・ワンストップ相談窓口」の開設について公表（4月23日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」の一部変更について公表（4月23日）
- ・「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」について公表（4月23日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」について公表（4月23日）
- ・コロナ禍における雇用対策事業（雇用創出・安定化支援事業等）の開始について公表（4月26日）
- ・オンラインツアー造成支援事業の拡充について公表（4月28日）
- ・テレワーク促進助成金の募集開始について公表（4月28日）
- ・サテライトオフィス設置等補助金の募集開始について公表（4月28日）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金の申請受付を開始（4月30日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（3/8～3/31実施分）」の申請受付を開始（4月30日）
- ・「経営者向けテレワーク集中セミナー」を開催（5月1～3日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（5/12～5/31実施分）」について公表（5月7日）
- ・「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（5/12～5/31実施分）」について公表（5月7日、12日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金（5/12～5/31実施分）」について公表（5月7日、12日、18日）

【産業労働局】

- ・緊急販路開拓助成事業の開始について公表（5月7日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（4月）を公表（5月7日）
- ・「新しい日常」対応型サービス創出支援事業の申請受付を開始（5月11日）
- ・コロナ禍での中小企業の多様な経営課題に対応する専門家派遣の申請受付を開始（5月12日）
- ・テレワーク・マスター企業支援事業の開始について公表（5月12日）
- ・「デジタル人材育成支援事業」の募集開始について公表（5月17日）
- ・「観光事業者の経営力強化に向けた専門家派遣」の申請受付を開始（5月26日）
- ・「緊急対策委託訓練」の開始について公表（5月26日）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談（解雇・雇止めや「リモートハラスメント」等）を実施（5月27日、28日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/1～4/11実施分）」の申請受付を開始（5月28日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（6/1～6/20実施分）」について公表（5月28日）
- ・テレワーク導入率の調査結果（5月）を公表（6月2日）
- ・「オンラインツアー造成支援事業」 海外向けツアーの支援開始（6月7日）
- ・サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地域の宿泊施設の募集開始（6月7日）
- ・一時支援金等受給者向けの緊急支援の実施について公表（6月7日）
- ・「宿泊施設テレワーク利用促進事業」の申請受付開始（6月7日）
- ・宿泊施設に対する支援事業の拡充について公表（6月7日）
- ・小規模テレワークコーナー設置促進助成金の募集開始について公表（6月7日）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種等に係る特別休暇制度等の整備に取り組む中小企業への専門家派遣の実施について公表（6月7日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の申請受付期間等の延長について公表（6月7日）
- ・中小企業向け融資制度の拡充等について公表（6月7日）
- ・東京都中小企業者等月次支援給付金について公表（6月7日）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金の受付期間の延長について公表（6月11日）

【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長
- ・市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3.9支払い分まで）

【建設局】

- ・一時的に道路占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対し、納付期限を猶予（R3年度分）
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
都立公園内の駐車場・運動施設及び奥多摩周遊道路に設置している全ての駐車場を閉鎖
都立公園内の売店の営業を休止、キッチンカーの出店を取り止め
- ・5月7日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴い、4月23日の同宣言等発出時の対応を延長するとともに、
都立公園内の駐車場・運動施設は基本的対処方針に沿って再開
- ・5月28日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴う対応
かちどき橋の資料館、都立公園内の売店及びキッチンカー（酒類の提供を除く）を6月1日から再開
事前予約制等による入場制限を実施した上で、都立庭園、都立動物園・水族園、都立植物園等を6月4日から再開

【港湾局】

- ・一時的に港湾占用料等の納付が困難な事情がある占用者等に対し、納付期限を猶予（R3年度分）
- ・4月23日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
海上公園内の駐車場及び運動施設を閉鎖
- ・5月7日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴い、4月23日の同宣言等発出時の対応を延長するとともに、
海上公園内の駐車場・運動施設は基本的対処方針に沿って再開
- ・5月28日に発出された緊急事態宣言等の延長に伴う対応
入場制限を実施した上で、東京港野鳥公園及び東京臨海部広報展示室TOKYOミナトリエを6月1日から再開

【交通局】

- ・都営大江戸線、日暮里・舎人ライナー、東京さくらトラム及び都バスで、大型連休期間中の平日に減便などを実施
- ・「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴い、都バスによる東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、
都営地下鉄大手町駅におけるコンシェルジュの配置やポスターを活用した案内を実施

【水道局】

- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和3年9月30日まで延長
- ・入場制限及び感染防止対策を講じた上で、水道局所管施設を6月8日から再開

【下水道局】

- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの流行状況調査として、教育施設周辺のマンホール等から下水を採取し、東京都健康安全研究センターで分析を実施
- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、東京都健康安全研究センターで分析を実施
- ・入場制限及び感染防止対策を講じた上で、下水道局所管施設を6月4日から再開

【教育庁】

- ・まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (4月9日)
- ・緊急事態宣言下における都立学校の対応について
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (4月23日)
- ・都立図書館の来館サービスの休止及び来館しなくても利用できるサービスの提供等
- ・都立学校において、緊急事態宣言の延長に伴い、時差通学・分散登校等の実施及び飛沫感染の可能性の高い教育活動・部活動の中止等
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (5月7日)
- ・「学校生活のコロナ対策」(動画・リーフレット)を活用した感染症対策の徹底を周知
(区市町村に同様の感染症対策の徹底を周知) (5月21日)
- ・都立学校において、緊急事態宣言の再延長に伴い、時差通学・分散登校等の実施及び飛沫感染の可能性の高い教育活動・部活動の中止等(継続)
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (5月28日)

【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）

令和3年6月18日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）

（1）区 域

23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

（2）期 間

令和3年6月21日（月曜日）0時から7月11日（日曜日）24時まで

（3）措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請
- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと 等

②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛**

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

- **不要不急の都道府県間の移動の自粛** (法第24条第9項)

- **混雑している場所や時間を避けて行動すること** (法第24条第9項)

- **感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること** (法第24条第9項)

- **飲食店等で飲酒する場合は、同一グループ2人以内で、90分以内とすること**
(法第24条第9項)

- **措置区域において、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りしないこと** (法第31条の6第2項)

- **路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛**
(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等①

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、 バー(接待や遊興を伴わないもの) 等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~20時)を要請 (法第31条の6第1項) ●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請(法第31条の6第1項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第31条の6第1項) ・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする <ul style="list-style-type: none"> ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から19時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮(5時~21時)を要請 (法第24条第9項) ●同 左(法第24条第9項) 同 左(法第24条第9項) ・ただし、国の定める「基本4項目」(※1)を遵守している店舗(※2)について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする <ul style="list-style-type: none"> ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から20時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー(接待や遊興を伴うもの)、 パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ※1 <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗 	<ul style="list-style-type: none"> ※1 <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も同様	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和 (次頁につづく) 	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和 (次頁につづく)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等②

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ●カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ） (法第31条の6第1項) ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第31条の6第1項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（法第24条第9項） ●同 左（法第24条第9項）
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様	<ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、 プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項) ●営業時間短縮を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)を要請 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●営業時間短縮の協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)を要請 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、 ボウリング場、野球場、 ゴルフ場、陸上競技場、 屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場、スポーツ クラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項) ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)を要請 (法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、 記念館、水族館、動物園、 植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請 (生活必需物資を除く。)(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none"> (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請(法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) ●同 左(協力依頼)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同 左(協力依頼) ●同 左(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等 	
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等		
大学等 (第3号)	大学等		
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと 	
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施について、協力を依頼	
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと 	
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等		
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（都内全域）

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率）に沿ったイベントの開催**を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉クラシック音楽、演劇等 〈大声あり〉ロックコンサート、スポーツイベント等

- 営業時間短縮の要請（営業時間は5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）

点検済み店舗に対する施策

「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト

都の要請にご協力いただいた「点検済店」を対象に

✓ ワクチン接種

- ・ 名簿管理のできる「点検済店」のコロナ対策リーダーを対象に順次実施
- ・ 都の大規模接種会場の展開にあわせて、従業員の方々へ広く接種

✓ 酒類提供の条件

- ・ ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の状況や専門家の意見も踏まえた上で緩和

積極的なお申込みを

電話：0120-313-213

Web：コロナ対策リーダーにメール等で案内



飲食店等に対する協力金

まん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮の要請に、全面的にご協力頂いた飲食店等に対し、事業規模に応じた協力金を支給

○ **対象期間** 令和3年6月21日(月)～7月11日(日)【21日間】

○ **支給額** 一店舗当たり 中小企業等 : 52.5万円～420万円
(予定) 大企業 : 上限420万円

※詳細は追って公表

大規模施設の営業時間短縮への協力金

○営業時間短縮要請の対象となる**大規模な集客施設**・当該施設に入居する**テナント**が要請に全期間、全面的に応じて頂いた場合、**協力金**を支給

- ・ **大規模施設（1,000m²超）** 1,000m²あたり
20万円/日×営業時間短縮割合
- ・ **当該施設内のテナント** 100m²あたり
2万円/日×営業時間短縮割合

※詳細は追って公表

売上が減少した中小企業等への支援

都内中小企業等を対象にした**都独自の月次支援給付金**を
7月分まで延長する方向で検討

【新たな仕組み】対象：酒類販売事業者

- **売上が70%以上減少した場合、上乗せ支給額を引き上げ**
(月額 20万円⇒**40万円**) ※法人の場合
- **4月分から遡及**

テレワーク・マスター企業支援奨励金

○「週3日・社員※¹の7割以上」、テレワークを実施した
中小企業に、最大80万円の奨励金※²を支給

⇒「3か月コース」に加え、
新たに「1か月コース」と「2か月コース」を創設

※1 現場での作業のある方を除いて、テレワークが仕事になじむ社員

※2 通信費や機器・ソフト利用料などの運営経費が対象

都庁南展望室ワクチン接種センターの開設

【 接種開始予定日 】 令和3年6月25日（金）

**【 接種対象者 】 柔道整復師、獣医師、鍼灸師、
あん摩マッサージ指圧師、
2020大会関係者、
コロナ対策リーダー**

【 目標接種規模 】 一日1,500人程度

【 運用予定時間 】 9時30分から17時30分まで

学校の対応

○ 小中学校や高校

- ・ 学校での**感染防止対策の一層の徹底と保護者の協力**をお願い
- ・ **デジタル機器の積極的な活用**による学びの保障

まん延防止等重点措置の適用に係る補正予算（専決処分）

感染拡大防止協力金の支給などの対策を迅速に実施するため、**補正予算を編成**

予算規模 **2,467 億円**

まん延防止等重点措置の適用に係る補正予算について

- 感染力の高い変異株による影響等を踏まえ、感染の再拡大を防ぐ必要があることから、まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止協力金の支給など、必要な対策を迅速に実施します。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき本日6月18日に専決処分を行います。

【補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
	億円	億円	億円
一 般 会 計	2, 4 6 7	9 兆 1, 4 1 0	9 兆 3, 8 7 7

【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整		
		国 庫 支 出 金	基 金 繰 入	金
	億円	億円		億円
一 般 会 計	2, 4 6 7	2, 3 7 2		9 5

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】

財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

【補正事項】

○ 飲食店等に対する「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給【産業労働局】 2,302億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、重点措置期間中の営業時間短縮等を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

(営業時間短縮に係る協力金の申請に当たっては、感染防止のガイドライン遵守や感染防止徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・登録等が必要)

○ 「営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金」 164億円の支給【産業労働局】

都内の飲食店以外の大規模施設（建築物の床面積1,000㎡超）に対して、重点措置期間中の営業時間短縮等を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の施設やテナントなどの事業所を対象として「営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金」を支給

○ 営業時間短縮要請等対象施設に対する状況調査【総務局】 0.6億円

都内の飲食店等に対して重点措置期間中の営業時間短縮等を要請することに伴い、取組状況について把握するため、営業状況等の調査を実施

局別総括表（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	今回補正額	既定予算額	計
政 策 企 画 局	-	9,523	9,523
都 民 安 全 推 進 本 部	-	2,287	2,287
総 務 局	60	1,577,886	1,577,946
財 務 局	-	584,578	584,578
デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	-	20,552	20,552
主 税 局	-	176,928	176,928
生 活 文 化 局	-	239,443	239,443
オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 局	-	412,220	412,220
都 市 整 備 局	-	84,005	84,005
住 宅 政 策 本 部	-	36,085	36,085
環 境 局	-	53,812	53,812
福 祉 保 健 局	-	1,707,792	1,707,792
病 院 経 営 本 部	-	15,227	15,227
産 業 労 働 局	246,629	1,755,430	2,002,060
建 設 局	-	564,635	564,635
港 湾 局	-	108,920	108,920
会 計 管 理 局	-	3,077	3,077
労 働 委 員 会 事 務 局	-	662	662
収 用 委 員 会 事 務 局	-	432	432
議 会 局	-	6,152	6,152
人 事 委 員 会 事 務 局	-	951	951
監 査 事 務 局	-	1,049	1,049
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	-	12,432	12,432
教 育 庁	-	863,695	863,695
警 視 庁	-	652,176	652,176
東 京 消 防 庁	-	251,067	251,067
合 計	246,689	9,141,017	9,387,706

（注）各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

「第 58 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 6 月 18 日(金) 18 時 15 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、第 58 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。本
日につきましては時間の関係で状況報告等は割愛をさせていただきます。

各局からの報告をいただきたいと思います。まず、最初に東京都におけるまん延防止等重
点措置(案)、他の案件につきまして総務局長からお願いいたします。

画面をお願いします。

【総務局長】

はい。それでは、まん延防止等重点措置(案)等につきましてご説明をいたします。

国は昨日、都へのまん延防止等重点措置の適用を決定いたしました。これを受けて、都と
しての措置の案をご説明いたします。この重点措置等の対象となる区域でございますが、23
区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町、期間は、6 月 21 日月曜日 0 時から 7 月 11
日 24 時までとなります。

措置等の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民及び事業者に
向けた要請等を行います。

まず、都民向けの要請であります。生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則と
して外出しないこと等を要請いたします。

次に、事業者向けの要請等でございます。

飲食店等の要請であります。措置区域においては、飲食店、遊興施設等、集会場等につ
いて、20 時までの営業時間短縮を要請いたします。また、酒類の提供の停止や利用者によ
る施設内への酒類の持込みを認めないことを要請いたします。

ただし、国の定める感染防止対策の基本 4 項目を遵守している店舗、コロナ対策リーダ
ーの王冠のマークのついている店舗でございますが、同一グループの入店が 2 人以内であ
ること、酒類提供の時間は 11 時から 19 時までの間とすること、利用者の滞在時間は 90 分
以内とすること等を条件として、酒類の提供・持込みを可能といたします。

なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴
取した上で、直ちに酒類の提供・持込みを全面停止を要請いたします。

一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合につきましては、ワ
クチン接種の進捗状況や専門家のご意見も踏まえ、徹底点検済の認証店舗に限り、先ほどの

条件を緩和することを考えております。

措置外の区域につきましては、21 時までの営業時間の短縮を要請し、酒類提供等の条件のうち、提供時間については11時から20時までといたします。

次に、イベント関連施設等及び次ページのイベントを開催する場合がある施設等への要請ですが、表に示した施設について、措置区域にある場合は、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、営業時間の短縮を要請します。

措置区域外においては、営業時間の短縮の協力を依頼します。

次に、参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請でございますが、表に示した施設について、措置区域においては、営業時間の短縮を要請します。

措置区域外においては、営業時間の短縮の協力を依頼します。

次に、その他の施設への要請等でございますが、学校、大学等に対して、感染リスクの高い活動等の制限等の協力を依頼いたします。

集会所等に対しましては、酒類提供の自粛、利用者による施設内への酒類の持込みを認めないこと等の協力を依頼します。

博物館等に対しては、入場整理の実施について協力を依頼します。

遊興施設、商業施設に対して、入場整理の実施、酒類提供の自粛等について協力を依頼します。

学習塾等に対して、オンラインの活用等の協力を依頼します。

さらに、全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請いたします。

次に、イベントの開催制限についてであります。

イベントの主催者等に対して、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請します。大声なしの場合、施設の収容率100%かつ人数上限5,000人まで可といたします。また、営業時間の短縮の要請等を行います。

最後に、職場への出勤等です。

職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請いたします。

また、事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請します。

なお、本日、書面開催した感染症対策審議会におきまして、都のこの重点措置(案)につきましては、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

次に、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトの点検済み店舗に対する施策でございます。

都の要請にこれまでご協力いただいた「点検済みの店舗」を対象に、コロナ対策リーダー等へのワクチン接種や、ステージII相当の状況が視野に入った場合に、ワクチン接種の状況や専門家の意見を踏まえた上で、酒類提供の条件緩和を実施してまいります。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして飲食店等に対する協力金、他の案件につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

はい。当局から3点ご報告させていただきます。

1点目は協力金についてであります。

まん延防止等重点措置期間の6月21日から7月11日までの間、全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、事業規模別の協力金を支給いたします。

これに加えて、大規模な集客施設・テナント等に対して、営業時間の短縮に応じまして協力金を支給いたします。

2点目は、売上が減少した中小企業等への支援についてです。

都独自の月次支援給付金を7月分まで延長する方向で検討を進めてまいります。

なお、売上が50%以上減少した酒類の販売事業者への上乗せにつきまして、特に70%以上減少した事業者の皆さんに、上乗せ額を現在の20万円から40万円に引き上げる制度改正を行うこととしております。

3点目は、テレワーク・マスター企業支援奨励金についてでございます。

「週3日・社員の7割以上」、テレワークを実施した中小企業に、最大80万円の奨励金を支給することとしておりますが、東京2020大会を契機に更なる促進を図るため、従来の「3か月コース」に加え、新たに「1か月コース」と「2か月コース」を創設いたします。

引き続き、事業者の皆様をサポートしてまいります。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして都庁南展望室ワクチン接種センターの開設につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局】

はい。本日から都庁北展望室でワクチン接種が始まったところでございますが、加えまして来週25日から、「都庁南展望室ワクチン接種センター」を開設し、柔道整復師などの医業類似行為従事者、2020大会関係者、飲食店のコロナ対策リーダーの方々などへの接種を開始いたします。

さらに、複数の大規模接種会場を新たに確保し、東京の都市活動や都民生活を支える方で

直接人と接する機会の多い方など、感染リスクが高い方などへ順次対象を拡大してまいります。

あわせて、都と大学で連携した接種を推進する仕組みも検討しております。

こうした大規模接種会場の設置に向け、来週「ワクチンチーム」の総会を開催し、区市町村や関係者間で情報共有を図ったうえで、決定していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして学校の対応につきまして、教育長からお願いします。

【教育長】

はい。小中学校や高校におきましては、感染防止対策を一層徹底してまいります。

あわせて、児童生徒等の体調が悪い時は休養させるなど、保護者の皆様ご自身の健康管理も含めて、ご家庭にも改めて協力をお願いしてまいります。

また、感染不安等により登校できない児童生徒等につきましては、健康状態の把握とともに、デジタル機器の積極的な活用により学習内容を伝えるなど、子どもたちの学びを保障してまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

このほか、この場でご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ会のまとめといたしまして、本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

はい。それでは第58回のコロナ対策本部会議であります。

昨日、政府対策本部開催されました。東京都は6月21日から、「まん延防止等重点措置」に移行する、このことが国によって決定をされました。

6月21日から7月11日まで、23区、そして檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の各市町を対象区域といたしまして、都としての「重点措置」を実施いたします。

現在の感染状況を踏まえすと、改めて、今ここで気を引き締めなければなりません。また感染防止に努めていく必要がございます。

措置のポイント2つあります。1つ目が人流の抑制、そして基本的な感染防止対策の徹底。2つ目がワクチン接種の加速であります。この2つの措置により、何としても感染の再拡大

を食い止めてまいります。

感染拡大防止協力金の支給など、必要な対策を迅速に実施するために、2,467億円の補正予算を、本日、専決処分により措置いたします。

この後、臨時記者会見を開きまして、都民・事業者の皆様呼びかけを行ってまいります。

各局におかれましては、改めて引き締めて、引き続きの連携を密に、全庁一丸となって対策に取り組んでいただきたい。

よろしく申し上げます。頑張りましょう。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。